

2020年12月11日

【声明】「1年単位の変形労働時間制」導入のための「給特条例改正」について
道議会での「給特条例改正案」可決に断固抗議し、
北海道の公立学校への「1年単位の変形労働時間制」導入を許さないとりくみに全力をあげます

北海道労働組合総連合 議長 三上 友衛
北海道高等学校教職員組合連合会 中央執行委員長 尾張 聡
全北海道教職員組合 執行委員長 川村 安浩

本日の道議会第4回定例会本会議において、北海道の公立学校教員を、「1年単位の変形労働時間制」により1日8時間を超えて働かせることを可能とする「給特条例改正案」が可決されました。1日8時間労働という大原則を壊す労働法制の大改悪となる条例改正案を、現場教職員の意向を聞くことなく、僅かな審議時間で、全国に先駆けて性急に採決をしたことに対し、断固抗議します。

●道教委は、深刻な長時間労働を解消するための抜本的改善の対応に集中すべきです

ただでさえ深刻な長時間労働が社会問題化している学校現場に、新型コロナウイルス感染症への様々な対応が加わり、現場の教職員は深刻な長時間労働のもとで必死の対応を続けています。対応にあたる教職員は、長時間労働による身体的な負担が大きだけでなく、この過酷な業務がいつまで続くのか先が見えないことによる精神的な負担が非常に深刻です。

そうした状況下での「1年単位の変形労働時間制」導入は、今の過酷な長時間労働を固定化し助長することになりかねず、断じて認めることはできません。道教委は、深刻な長時間労働を解消し、教職員のいのちを守る抜本的改善の対応に集中すべきです。

●不正確な説明をもとに、審議不十分なままの採決は許されません

道教委は、「給特条例改正案」について、「市町村教委と道立校長を対象にしたアンケートで約8割が活用を希望したことなどを踏まえた」（11月24日道議会文教委員会）、「意向調査は、現場の教職員の実情を踏まえて答えていると考えている」（12月8日道議会予算特別委員会）という趣旨の説明を繰り返しました。

道教委が9月に道立学校長と市町村教委教育長に対して行った意向調査は、「1年単位の変形労働時間制」の活用を「検討」するかどうかの調査であり、「活用を希望した」との道教委の説明は不適切です。また、「現場の教職員の実情を踏まえた」と説明した意向調査については、私たちが独自に行ったアンケート結果からも、現場教職員の意向が確認されていないことは明らかです。

このような不正確で誤解を生じさせる説明をもとに、審議不十分なまま採決を行ったことは、到底許されるものではありません。

●当事者である教職員を無視した手続きによる条例制定は、民主主義を否定する行為です

「1年単位の変形労働時間制」導入は、8時間労働の原則を壊す重大な不利益変更です。そのため、労働基準法は「労使協定」の締結を厳格に求めています。これを教員に適用させるために「勤務条件条例主義」を持ち出して、条例の定めにより適用できるようにしたこと自体が、労働法制の理念に背き、憲法の定める労働基本権を逸脱する重大な問題です。

労使協定を条例に置き換えるならば、条例制定にあたっては、少なくとも、当事者である教職員の意向を丁寧に確認することが重要です。文科省も、条例制定の前に「まずは、各学校で検討」という手順を示しています。にもかかわらず、道教委が「必ずしも従う必要はない」として、教職員の意向を確認せずに条例提案をしたことは、国会審議の到達点を無視したことに他ならず、民主主義を否定する行為です。

また、「勤務条件条例主義」を理由に「住民代表たる地方議会での条例制定で導入」することとしながら、議会へは不正確な説明を繰り返す道教委の姿勢はあまりにも不誠実です。

●性急な条例制定に厳しく抗議し、各学校への導入を許さないとりくみを広げる決意です

道教委は、「働き方改革を進めるための一つの選択肢」と、まるで教職員のために制度導入をするかのように説明していますが、この制度が日々の教員の業務や勤務時間を縮減するものではないことは道教委も認めています。介護や育児がある教職員には配慮するとしていますが、その配慮が不公平感を生むような制度では「魅力ある職場」にはなりません。

そもそも、時間外勤務を強いられていることそのものが違法であり、本来ならば、道教委は、緊急に教職員の長時間過密労働を解消するための抜本的な対策を講じるべきです。

ますます深刻化する教職員の超過勤務の実態を放置したまま、現場教職員の声を聞くこともなく、性急に「給特条例改正案」の採決を行ったことに厳しく抗議するとともに、職場・地域における対話・学習を重ね、各学校への導入を許さないとりくみを大きく広げていく決意です。